

千葉県環境審議会 企画政策部会
議 事 録

日時 平成23年11月25日(金)
午後2時00分～午後3時35分
場所 県庁本庁舎5階 大会議室

目 次

1. 開 会	1
2. 環境生活部次長あいさつ	1
3. 企画政策部会委員紹介	2
4. 企画政策部会長あいさつ	2
5. 東日本大震災後のエネルギーを取り巻く状況について	3
6. 議 事	6
(1) 審議事項	
千葉県地球温暖化防止計画の策定について	6
(2) 報告事項	
千葉県環境基本計画 平成22年度年次報告について	11
千葉県環境影響評価条例の一部改正等について	16
(3) その他	20
7. 閉 会	20

1. 開 会

司会 定刻になりましたので、原委員がまだお見えになっておりませんが、少し遅れるという連絡をいただいておりますので、ただいまから千葉県環境審議会企画政策部会を開催いたします。

本日は、委員総数 10 名に対し、現時点で 5 名の委員に出席をいただいております。先ほど申し上げたとおり原委員が到着されますと過半数に達しますので、千葉県行政組織条例第 32 条の規定により、本会議が成立する予定であることを報告させていただきます。

続きまして、この会議及び会議録については、千葉県環境審議会運営規程第 9 条第 1 項及び第 10 条第 2 項の規定により、原則公開となっております。

本日の会議の公開につきましては、公正かつ中立な審議に支障がないものと考えられますので公開にしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

司会 それでは、傍聴人を入室させていただきます。

(傍聴人 入室)

2. 環境生活部次長あいさつ

司会 開会にあたり、千葉県環境生活部の松澤次長からご挨拶を申し上げます。

松澤環境生活部次長 皆さん、こんにちは。千葉県環境生活部、技術の次長をしております松澤でございます。平成 23 年度第 1 回環境審議会企画政策部会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、大変ご多忙中の折、この企画政策部会にご出席いただきまして、大変ありがとうございます。また、日頃から本県の環境行政の推進につきましてご尽力いただきますことに、重ねて御礼申し上げます。

本日もご審議いただきます案件は、千葉県地球温暖化防止計画の見直しについてです。

この計画の見直しにつきましては、この企画政策部会において今年の 1 月からご審議いただいている案件でございますが、3 月 16 日に第 2 回部会を開くということで調整しておりましたが、ご存知のように 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、急遽、開催を延期させていただいたところです。

この間、福島原発が被災したことにより、国におきましても、今後の原子力政策あるいは再生可能エネルギーの導入促進など、エネルギー政策の検討・見直しが行われている状況です。

また、地球温暖化政策を左右する第 17 回気候変動枠組条約締約国会議 (COP17) が今月末に南アフリカで開催される予定になっております。京都議定書以降の枠組みの検討動向が注目されるというようなところでございます。

本日は、このような状況を踏まえまして、千葉県地球温暖化防止計画の見直しに向けた事務局の考え方などについて説明させていただきたいと考えておりますので、皆様方の忌憚のないご意見をお願いしたいと思います。

以上、非常に簡単ですが、開会にあたっての挨拶にさせていただきます。よろしくお願いいたします。

3. 企画政策部会委員紹介

司会 続きまして、委員改選により新しく就任された委員を紹介させていただきます。
瀧委員でございます。瀧委員は、前委員の川本様に代わって新たに委員に就任されました。

続きまして、県関係職員を紹介いたします。

松澤環境生活部次長です。

土屋環境政策課長です。

ただいま原委員が到着しましたので、先ほど「本会議が成立する予定」と申し上げましたが、本会議は成立しておりますことを改めて報告させていただきます。

4. 企画政策部会長あいさつ

司会 次に、榛澤部会長にご挨拶をいただきます。

榛澤部会長 こんにちは。環境審議会の企画政策部会長の榛澤でございます。

委員の皆様方にはお忙しい中を本部会にご参集いただきまして、どうもありがとうございます。

先ほど松澤次長の挨拶にございましたように、去年、千葉県地球温暖化防止計画の策定について千葉県環境審議会に諮問があり、当部会に案件が付議されたことに伴い審議させていただくところであります。

この3月に発生した東日本大震災は、再生可能エネルギーの導入促進や原子力発電に対する考え方などエネルギー政策を見直す大きな要因となっているばかりでなく、温暖化政策にも大きな影響を与える状況となっております。

先ほど次長さんからございましたように、また京都議定書以降の国際的枠組みを検討する国際会議が月末から開催される予定であります。今後の動向も注目されるところです。

このような状況を踏まえ、本日は、東日本大震災後のエネルギーを取り巻く状況について事務局から説明がなされた後に、千葉県地球温暖化防止計画の策定についてご審議いただくことになっております。

委員の皆様にはよりよい計画の策定のために引き続き十分な議論を行いたいと感じておりますので、よろしくご協力をお願いいたします。議論の際には、どうぞ忌憚のないご意見をよろしくお願いいたします。

また、本日は千葉県環境基本計画の平成22年度年次報告、千葉県環境影響評価条例の一部改正に伴う報告がございますので、こちらにも積極的にご発言をよろしくお願いいたします。

簡単ですが、挨拶とさせていただきます。どうぞご協力をお願いいたします。

司会 どうもありがとうございました。

5. 東日本大震災後のエネルギーを取り巻く状況について

司会 議事に入ります前に、温暖化防止と関係深いエネルギーに関する事項として、東日本大震災後のエネルギーを取り巻く状況について説明させていただきます。

飯田環境影響評価・指導室長 資料1をお開きください。「東日本大震災後の電力需給状況(東京電力管内)」というペーパーです。

このペーパーに基づき、震災前後における東京電力管内の電源構成がどのように変わったかといったところを中心に、概略説明いたします。

まず2枚目、管内にどういった発電所があるかということを中心に説明いたします。

この図を見ていただきますと、当然のことながら海水等が必要な火力、原子力が沿岸部に、また山間部に水力が分布しているということが概観していただけるかと思えます。

右の上のほうにある広野火力発電所、これは出力が400万kw弱の火力発電でして、石油燃料の火力です。それから、少し下に下がりますと、常陸那珂が100万kwの電力で、石炭を燃料にしております。また、鹿島火力は400万kw強の石油燃料の火力です。今般の震災によりまして、こういった沿岸部の火力が大きな損傷を受けたという状況でした。

千葉県内ですが、千葉火力以下県内に5火力ほどありまして、1,700万kwの出力を有しております。対岸の東京、神奈川にも火力が立地しておりまして、沿岸部は主にLNG等のガス焚きの火力発電所が中心です。

目を上のほうに転じますと、水力が点在していますが、水力は、小さいものは数百kwという非常に小さいものから、大きいものは数十万kwといった非常に大規模なものまで、規模は様々ございます。このペーパーは主に規模の大きいものを中心にプロットしていますが、例えば塩原、鬼怒川、今市といったところは、塩原ですと90万kw級の揚水発電です。今市も100万kwを超える揚水発電です。鬼怒川はちょっと規模が小さくて、12万kw程度の、水路式と申しまして、川の流れをそのまま使うような水力発電設備です。

こういったことで、火力が15発電所ほどございます。設備容量的には3,800万kw程度です。水力については、小さいものから大きいものまで都合160カ所程度あり、設備容量的には900万kw程度です。

最後に、原子力発電ですが、福島第一、第二はご存知のとおり停止の状況です。柏崎刈羽については、1号から7号まで820万kwの大規模出力の原発ですが、現在稼働しているのは5号、6号の2基だけで、その他について定期点検あるいは休止中という状況です。

こういったことで電源が立地しておりまして、今般の震災で原子力が大きな損傷を受けたという状況です。

それでは1ページに戻っていただきまして、そういうことを念頭に置いていただきながらということになるかと思えます。

震災前後で、「前」は22年冬を、「震災後」は今年の12月で比較しております。

水力については、概ね前年度と同等レベルの容量、発電状況です。火力については、被災した火力の復旧、あるいは停止していた火力の復旧、そういったものを含めて前年より能力が多少上がっている状況です。一方、原子力については、震災前は1,400万kwあったものが、震災後は、柏崎の2基250万kwと大きく発電量が減少しております。結果として、震災前は6,000万kw弱であったものが、震災後は5,200万kw弱という状況にな

っております。

こういった電源の不足を補うために設置されたのが、下の緊急電源です。特に千葉県のところを黒くハッチしておりますが、千葉火力GT（ガスタービン）は出力33万kwのガスタービンを3基設置する計画で、現在2基稼働、残り1基が建設中です。姉ヶ崎火力については、ディーゼルエンジン、軽油を燃料とするもので、6,000kw弱の出力です。袖ヶ浦についてはガスエンジンで、これはリース品で、11万kw程度のものです。そのほか、神奈川、東京、茨城等を合わせまして、緊急電源を設置して170万kwの電源を確保したという状況です。

また、ほかの電力からの買い取り等により130万kw程度の電源を確保しているという状況です。

総体として、震災前が6,000万kw弱であったものを、震災後は5,190万kwに300万kwを足して5,500万kw弱ということで電源を確保している状況にあります。

それをグラフにしたのが下の棒グラフで、これを見ていただきますと一目瞭然で、原子力がドンと下がった分、緊急電源等で少しリカバリーしているという状況が見えていただけるかと思えます。

ちなみに、柏崎刈羽ですが、先ほど2基ほど動いていると説明いたしました。今年度中（来年3月までという意味です）に2基とも定期検査で停止に入る予定です。

それでは3ページ、縦長のA3のペーパーをご覧ください。

こういう電源で今年の夏をどのように乗り切ったかということ、月ごとに日別にお示ししました。上から7月、中段8月、下段9月です。暖色系の色が今年で、寒色系の色が昨年度です。例えば7月をご覧くださいと、折れ線グラフが基本です。暖色系が今年のデータで、気温と電力需要がよく対応していることがご覧いただけるかと思えます。それともう1点は、今回の震災で電力需給逼迫によってかなり社会全体が節電に取り組んだ結果、昨年度に比べて電力需要量が相当落ちているということがご覧いただけるかと思えます。結果として、7月、全店ですが、昨年は約6,000万kwの最大電力であったものが、今年は4,638万kw、7月15日に赤マルをしています、削減率が23%でした。月平均で見ますと20%弱という状況です。

同じようにご覧くださいと、8月が最大4,922万kw、削減率が16%、月平均で見ますと20%強という状況になっております。

9月についても同様でして、昨年に比べて1,000万kw以上、電力受給が下がっている。結果として、削減率が月間最大ですと19%、月平均ですと14%ということで、全体総じて見ますと、最大電力の平均としては20%前後、月平均で見ましても15%から20%の間ということがご覧いただけるかと思えます。

東京電力の需給状況の説明は以上でございます。

澁谷温暖化対策推進室長 資料2により、東日本大震災後の新エネルギー導入促進に向けた取組を説明させていただきます。

資料の表面の「推進体制の構築」です。

東日本大震災後の電力供給不足への対応、省エネルギー・新エネルギーの一層の推進を目的として、4月に知事を本部長とする千葉県省エネルギー等対策推進本部を設置したところです。この事務は当課政策室で担当しておりますが、6月には夏期節電対策を策定し

て県民・事業者の方々に 15%の節電を様々な手段で呼びかけるとともに、県自らも 15%以上、特に県庁舎では 25%以上の節電を目指して、照明の大幅な削減、冷房時室温 28℃の徹底、サマータイムなどの取組を実施しました。おかげさまをもちまして、各界各層の取組により県内全体では 16%の削減を達成したところです。

二つ目の中段の「○」ですが、新エネルギー活用推進プロジェクトチームを7月に設置し、新エネルギーの導入促進、既存エネルギーの高度利用や効率化の支援、また、これらに係る技術開発支援等について検討を開始したところです。

その第一歩として、県内における民間や地域の事業展開等の動向あるいは可能性を把握するために、8月上旬から9月上旬にかけて提案募集を行ったところ、32件の提案がありました。

これら提案プロジェクトの中から県が支援するプロジェクトの選定、県の支援策、県における新エネルギー活用推進方策の検討、その他新エネルギー等の活用推進に必要な事項に関する助言をいただくために、10月末にエネルギー政策や環境など5分野の専門家で構成する千葉県新エネルギー活用推進に関する有識者検討会を設置しました。11月2日に第1回会議を開催し、今後の検討の進め方などについて意見を伺ったところです。

「推進体制の構築」については以上です。

続いて、導入促進に向けた取組について説明させていただきます。

一番上は「中小企業者向けの補助制度」です。これは地域グリーンニューディール基金を活用して昨年度から実施しているもので、本年度からは太陽光発電設備や太陽熱利用システムなどを新たに対象設備としたところです。予算額が1億1,850万円となっておりますが、本年度については、逼迫する電力受給を背景に申請が増加しており、当初予算6,250万円に加えて6月補正予算で2,500万円を追加しましたが、すぐに予算額に達してしまっただけで、9月補正予算でさらに3,100万円を上積みして、現在はこの追加予算について申請を受け付けているところです。

次に、二つ目の「住宅用太陽光発電設備の導入補助制度」です。この制度は、本年6月補正予算で創設したもので、同設備の補助を行う市町村に対して交付を行うものです。市町村におきましては、本年度当初に20市が補助制度を有していましたが、県補助金の創設に伴って、新たに26の市町村で補助制度を設けていただいたところです。これにより54市町村中46の市町村で県の補助金を活用した住宅用太陽光発電設備の導入補助事業を行っていることになり、一定の成果は上がっているものと考えています。

以上でございます。

司会 ただいまの説明に対し、ご質問等がございましたらお願いいたします。

小関委員 確認ですが、資料1の1ページですが、震災後の値として、23年12月現在の値が載っています。23年度末ですと、原子力発電の250万kwがゼロになると考えて4,940万kwになると考えてよろしいでしょうか。

飯田環境影響評価・指導室長 年度末に250万kwがゼロになりますので、5,490万kwから250万kwを引いていただくという形になるかと思います。

磯部委員 おわかりになればということで結構ですが、ピーク電力の削減ができたということですが、その内訳で、産業とか、民生の業務、家庭、そのぐらいの内訳がもしおわかりになれば教えていただきたいです。

なければ、またいつかでも結構です。今でなくても結構です。

飯田環境影響評価・指導室長　今、手元に資料がございませんので、また後ほどご説明いたします。

磯部委員　どこが削れたかというのは、一つの大きなファクターであると思います。

原委員　資料1、「その他」の電力の買取りのほうですが、私は不勉強で、I P Pというところをご説明いただきたいのと、電力買取りの大まかな内訳といたしますか、その辺がおわかりであれば教えていただきたいのですが。

飯田環境影響評価・指導室長　I P Pと申しますのは、インディペンダント・パワー・プロデューサー（Independent Power Producer）と申しまして、いわゆる「電力卸し供給」と訳したらよろしいのでしょうか、電力供給を生業と言うと変ですが、東京電力をはじめとする電力会社に電力を卸すという事業を行っている事業者の総体のことです。

このI P Pの買取り先ですが、一部の新聞報道等で例えば〇×化学とか〇×製鉄とかいろいろあるようですが、詳細にすべてのリストアップは東京電力のほうでもいろいろご都合があるようでして、私どもは確認しようとしたわけですが、現在、全部正確には把握しておりません。

司会　ほかによろしいでしょうか。

6. 議 事

司会　それでは、これより審議をお願いいたします。

議事の進行につきましては、千葉県行政組織条例第33条の規定により榛澤部会長にお願いしたいと思います。榛澤部会長、よろしくをお願いいたします。

榛澤部会長　はじめに、議事に先立ちまして議事録署名人を指名いたします。

議事録署名人は、瀧委員と小関委員にお願いします。

よろしくをお願いいたします。

それでは議事に入ります。

先ほどお話がございましたように、本日の議題は、審議事項が1件、報告事項が2件となっております。

（1）審議事項

千葉県地球温暖化防止計画の策定について

榛澤部会長　はじめに、審議事項「千葉県地球温暖化防止計画の策定について」、事務局から説明をよろしくをお願いいたします。

澁谷温暖化対策推進室長　本日は政策の中身の話でなくて恐縮ですが、計画の改定のスケジュールの見直しというような観点でご意見をいただければと思っております。

先ほど、震災後の状況の説明をさせていただきましたが、そうした背景を受けてこれから説明させていただきます。

まず、現在の「地球温暖化対策の推進に関する法律」の中で地方公共団体の実行計画が

どのように位置づけられているかについてご確認いただきたいと思います。資料3に基づいて説明させていただきます。

地球温暖化対策の中の国内対策については、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づいて行われており、国においては2008年から2012年を期間とする京都議定書目標達成計画を策定して、温室効果ガスの排出抑制や、森林吸収作用の保全・強化などの対策に取り組んでいるところです。

一方、都道府県については、法第20条3になりますが、「京都議定書目標達成計画に即して、事務事業における温室効果ガスの排出抑制などの措置に関する実行計画を策定するものとする」と規定されております。これが一番目の「○」の部分です。具体的に申し上げますと、千葉県の場合、エコオフィスプランというものを策定して、自ら事業所としての取組を進めているところです。

2番目の「○」は、計画の中で規定すべき事項です。計画期間、目標、実施しようとする措置の内容、その他必要事項を定めるものとしてとされております。

そして三つ目の「○」ですが、実行計画には、自らの取組だけではなく、温室効果ガスの排出抑制等を行うための施策に関する事項として、その下にある四つの項目について定めるものとしてとされているところです。この3番目の「○」、施策に当たるものが諮問している温暖化防止計画であり、まさに現在、法に基づいて策定を進めているところです。

ただ、しかしながら、一番下の「○」ですが、「都道府県は、毎年1回、温室効果ガスの総排出量を含め、実行計画に基づく措置や施策の実施状況を公表しなければならない」と規定されております。このことから、少なくとも1年以上にわたって実行計画が存在しないという状況は好ましくないということがご理解いただけるものと考えています。その上で、資料4について説明させていただきます。

はじめに、一番上の「現況」の欄をご覧ください。

県といたしましては、東日本大震災を踏まえ、国のエネルギー政策や温暖化対策が検討される中で、本計画の改定についても当初予定していたスケジュールの見直しが避けられないのではないかと認識しています。具体的に申し上げますと、中段の「当初予定」では、昨年12月に諮問した後、本年度の早い時期に計画を改定する予定でした。一方、「背景」のところですが、国においては本年6月にエネルギー環境会議が設置され、来夏には国家戦略として革新的エネルギー・環境戦略が策定される予定です。このほか、これと連動・並行する形で、エネルギー基本計画の見直しや、中環審の地球環境部会における第4次の環境基本計画策定に向けた地球温暖化対策の議論が進められているところです。さらに、地球温暖化国内対策にも影響するCOP17におけるポスト京都議定書の国際的な動向などについても状況を見ていく必要があると考えております。

そういたしますと、一番下の黄色い枠のところですが、課題として、1年以上の空白期間が生ずることとなります。これを回避するため、対応案として、前計画を国の京都議定書目標達成計画の最終年度である2012年度まで延長し、その間、再生可能エネルギーの導入促進や森林吸収源対策などできることから取組を進めるとともに、当部会においても政策や排出量策定手法など計画の見直しに必要な事項についてご審議をいただき、国の方針が定まり次第、県としての目標設定を行って計画改定を行いたいと考える次第です。

よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

榛澤部会長　　どうもありがとうございました。

今の事務局の説明に対して質問、意見がございましたら、どうぞよろしくお願ひいたします。

こちらからお聞きいたしますが、この基本的な考えを元にして、今回、前にお渡ししましたこの年次報告、これは別ですかね。これは、要するに、先ほどおっしゃった、年次に公表するという部分の公表ですね。これとの関係はどういうふうに……。

澁谷温暖化対策推進室長　　温暖化対策も環境基本計画の中には当然含まれておりますが、温暖化は温暖化対策として計画に基づいてその施策の実施状況や排出量等を毎年1回報告しなければならないとされているところでございます。

榛澤部会長　　基本的には問題ないと思ひますが。

磯部委員　　基本的には私も問題ないと思ひますが、実は今年度というのは、地震があつて津波があつたことの影響でいろいろなところで省エネルギーが進んでいて、もちろん無理をしてやつたという面もすごくたくさんあると思ひますが、やはり長年懸案であつた「省エネルギー活動を徹底してやらなくてはいけない」という部分が相当徹底してきたというところがあるというふうに私は理解しています。おそらくそれが事実だろうと思ひます。ですから、今年度できたことを勘案するということはやはり大事なことでないかと私は思ひていまして、計画自身については前計画を延長して対応するのですが、今年度の実績を勘案するというようなニュアンスがどこかに入るといいなと思ひています。ずっと今年度のようなことを続けられないという面もありますけれども、でも今年度できたことを続けたいという面も部分的にはあると思ひます。

小関委員　　私も、この計画の策定スケジュールが若干変わるというところを基本的には賛同いたします。今年度できた努力を継続的にやっていきたいという意見も十分にわかります。ただし、産業界から反論させていただきますと、この夏、非常に努力をして生産を落とした状態での形ですから、これを前提として課題として組み込まれると経済活動も非常に苦しくなるということをご理解いただきたいと思ひます。先ほどの先生のご意見にもあつたように、どこで策定できたかということをよく吟味いただきたいと思ひます。

加藤委員　　削減できたのは夏の状況で、冬の状況になると毎年どのくらい使用量が違うのかということから考えて、どのくらい削減すればいいのかというような予想が立つのか立たないのかということをご教へていただきたい。夏の状況と冬の状況がどのくらい違うかということをお伺ひしたいのです。

土屋環境政策課長　　夏の状況と冬の状況の違いということですが、まず、エネルギー消費の中の半分程度は電力で占めるかと思ひますので、電力使用量ということでご教へさせていただきますと、夏の場合は、昼間にピークを迎えて朝晩は低いという山なりのカーブになるということがありますが、冬の場合は、一般的に、9時ぐらいとか朝方に上がってしまった後は、ずっと夜まで比較的なだらかというようなことがございます。そういったことで、使用量のカーブがまず違うということ。最大使用電力で言いますと、夏に比べて冬のほうが低めだということがございます。ただ、そこで省エネという観点で言いますと、実際に省エネができるような部分は夏も冬も共通の部分は相当部分ございます。したがひまして、県の側としても、今、中で準備をしているところですが、冬についても無理のない範囲での節電をお願いするというところで、照明、空調、あるいはそれ以外の待機電力的な無駄に

なっている部分の電力の削減といったところを呼びかけていくような形で、省エネ意識といったものの定着をこの機会に図っていきたいと考えております。

加藤委員　　そうしますと、予想としては、夏ほどではないけれども、もう少し楽なオーダーでいいのではないかということになるのですか。それだけども、先ほど小関委員からありましたように、産業界は無理して対応しているのだ、それは経済効果を下げてやっているのだということから考えると、先ほど磯部委員の質問にもありましたように、そういうことがみんな関わってくるのではないかということになりますね。今日のところは細かい点はわからないと思いますので、また次回にでもということ。

土屋環境政策課長　　ありがとうございます。夏ほど無理をするかどうかという点ですが、基本的には東京電力管内は安定供給が見込まれるということが東京電力のほうからも発表されております。したがって、夏のようなパーセンテージを示した形での節電目標はされていませんので、産業界の夏のような大きな影響はないだろうと考えております。

一方で、委員の先生方からご意見あったとおり、そんなに意識せずに無駄に電力を使ってもいいということではないと思いますので、そういった省エネ意識の定着という意味での呼びかけについてはやっていきたいと思っています。

小関委員　　確認ですが、資料1の一番下に「他社応援融通」というのがございますが、冬場についても、例えば東北電力に東京電力が幾らか電力を融通する、送るということは、今現在では計画はないということでしょうか。

玉田政策室長　　先ほどの課長に補足いたしますが、資料1で12月で5,490万kwが東京電力管内の供給能力です。一方、需要については、今年の冬のピークの5,150万kwを今年の一応冬のピークということで考えております。そういう意味で言うと、東京電力管内は余裕がある。ところが、国のほうの今の見込みですと東北電力管内が不足するというので、これについては北海道もしくは東電のほうからの融通ということも出てくると考えております。逆に言うと、50ヘルツを使っている北海道、東北、東京電力、この三つの管内で言うと安定供給は可能だ、その中で東北電力管内だけがマイナスになっている状況だということで、ただ、具体的にどれだけを融通するかという部分についてはまだ出されていないという状況です。

原委員　　先ほどの磯部委員と小関委員の質疑に関連してですが、最初に磯部委員から質問があったように、産業界とは別に民生部門では、例えば、これは民政部門と呼べるか、私どもの大学も千葉にございますが、夏場は削減ということで要請が来まして、達成したわけです。多少無理もありましたけれども。産業という意味では、学生からの苦情ぐらいで済みましたので。今、何とか電力が供給できるというのはとりもなおさず化石燃料の分で賄っていることを踏まえると、そういったところも引き続いて呼びかけ等の施策は必要かなと感じました。

榛澤部会長　　今のは感想でよろしいですね。

瀧委員　　この委員会に入りまして初めてなものですから、今までどういう動きで行われてきたのかよく理解できませんで、皆さんの意見をお伺いするような時間が多いかと思っております。

そういう意味でちょっとお伺いしたいのですが、この委員会は、千葉県におけるエネルギーに関して、あるいは日本全体にも関わるのかもしれませんが、それに対する原動力といたしますか、指導的な形をとるような委員会なのか、それとも、現状に追従したような形

で千葉県におけるエネルギーあるいは温暖化に関していかに対応したらいいのか、こういうふうに考えていく委員会なのか、その辺りをまずお伺いします。もう皆様ご承知の話かもしれませんが、改めて参加した委員としてひとつよろしくお願ひします。

榛澤部会長 私としては、後者ではなかろうかと思って聞いておったのですけれども。指導的というよりも、現況を把握して、こういうふうな取組をよろしくお願ひしたいということではないかと思ひます。

土屋環境政策課長 部会長のほうから今お答えもいただきましたが、瀧先生の二つの選択肢から言うと後者に近いかなと思ひております。

企画政策部会といひますのは、企画政策という名前のとおり、県内の環境政策全般に対して総括的に扱う部分、全体の方針を示していくような部分、あるいはそれ以外の個別事項に収まらないいろいろなものにまたがってくるような部分、そういったところの舵取りについて方向性をご審議いただきたいというものです。したがひまして、今ご議論いただひている温暖化対策ということで申し上げれば、少なくとも千葉県としてどういった形でこの施策を進めていこうかということ、県内の置かれた状況等を踏まえてご議論いただきたいということ、その中では、当然ながら、国に対してこういったことを言っていくべきだとか、そういったことも中にはあろうかと思ひますけれども、ただ、基本的には、置かれた状況を踏まえて県としてどういった舵取りを今後していこうかという部分について方向性をご議論いただきたいということが趣旨になろうかと思ひます。

瀧委員 どうもありがとうござひます。大体、頭の中が整理されたような気がしひます。

先ほど磯部委員あるいは小関委員は、ある意味伺ひている範囲では正反対のような意見のように感じました。いずれにしろ、現状を見据えながらある程度イニシアティブ的なものを込めていくという形で進むのがこの委員会の一つの方向性なのかなという感じを、今の課長さんの説明を伺ひて感じたわけです。

そういうご説明を受けて、私も、現在ある発電の種類といひますか、特に化石燃料と原子力、それにプラス水力という形で動ひているかと思ひますが、省エネという意味合ひで最近よく言われてひるのは太陽光発電、あるいは現在実際に動ひているところでは廃棄物から電気をつくっていくというような動きだとか、そういう方向も加味されながら方針を決めていくのがよろしいのではなかろうか。とりもなおさず、省エネというのかどうかわかりませんが、そのあたりも今後の時代の動きだろうと思ひますので、現実を見定めながら把握しながら省エネのほうも加えていく。そういう方向で行っていただきたいと思ひております。よろしくお願ひします。

榛澤部会長 今のは意見ということではよろしいですね。

題名にもござひますように地球温暖化防止計画の改定に関する考え方について、今、議論していただひいたわけですが、当然、エネルギー問題においては省エネもありますし、実際にこの次は再生可能なエネルギーも取り扱う。その中には、この県でも銚子のほうに風力発電がありますし、それから、筑波に近いところだったと思ひますが、山田バイオマスプラント（メタン発酵で生成するバイオガスをコジェネレーションの燃料として利用）等といろいろありますので、そんなところも今後は含めていくのだろうと思ひます。

とりあえず、資料3、4に関しては、基本的には皆さん方に同意していただきました。ただ、今回の大震災において民生部門、産業部門においても省エネルギーにかなり協力し

ていただいた、その旨も書き加えていただければということでございましたので、そこを事務局は配慮していただければありがたいと思います。

それ以外に何かございますか。

ございませんでしたら、(1)千葉県地球温暖化防止計画策定については、基本的には事務局の考えでいい、これでまとめていただきたいということでよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

榛澤部会長 では、事務局はどうぞよろしくお願いいたします。

(2) 報告事項

千葉県環境基本計画 平成22年度年次報告について

榛澤部会長 次に、報告事項に移ります。「千葉県環境基本計画 平成22年度年次報告について」、ご報告よろしくお願いいたします。

玉田政策室長 説明させていただきますが、その前に、先ほど磯部先生からございました節電の夏の関係ですが、資料が届きましたので。ただ、産業部門、民政部門という区分けは特にしておりません。「大口」と「小口」と「家庭」ということで、「500kw 以上」「50kw 以上」「それ以下」という区分けになります。

東電管内全体の話になりますが、まずピークカットという意味合いでの比較で言いますと、「大口」については昨年のピークよりもピーク時の使用としては29%のカット、「小口」の需要家では19%カット、「家庭」では6%のカットです。一方、省エネという観点で言ったときの電力の使用料を販売電力量のベースで申し上げますと、大口の需要家が13.8%、小口の需要家で16.7%、家庭では14.2%で、東電管内全体で言いますと、ピークカットという意味で言うと18%のピークカット、販売の電力量で申しますと14.9%の削減でした。

以上でございます。

榛澤部会長 どうもありがとうございました。

では、報告事項についてお願いします。

玉田政策室長 お手元の資料5と資料6で説明させていただきます。ただ、資料6はかなり大部になりますので、概要版ということで資料5でまとめましたので、説明についてはこちらをベースに説明させていただこうと考えております。

説明に入る前に、まず年次報告の位置づけです。

環境基本計画については、計画の推進ということで進行管理について定めております。具体的には、県庁内組織である千葉県環境基本計画推進会議において、PDCAのマネジメントサイクルに基づいて、毎年度、進捗状況の点検・評価を行うことにしております。その結果として取りまとめたものについて環境審議会に報告、そして県のホームページや環境白書に公開するという手続をとることにしております。そういう中で、本日、22年度の点検・評価の結果ということで年次報告を報告させていただこうというものです。

環境基本計画については、平成20年度から平成30年度が計画の期間でして、今回の年次報告が3回目の報告となります。本来ですと、基本計画の中では3年間隔で総合的な進

捗状況の点検・評価を行うことになっております。その評価については、県民のアンケートを活用しながら、県民、事業者の環境に配慮した行動の実施状況も含めて評価することになっておりまして、本来、平成 23 年度にこうしたアンケート調査を実施して総合評価を行うことを考えておりました。ところが、これもやはり 3・11 の東日本大震災に伴いまして、どうも今、環境関連の関心がエネルギー問題とか放射能の問題に集中してしまっていて、アンケートを取った場合にちょっと偏りが生じてしまうのかなということが 1 点。それと、この基本計画自体の見直しが概ね 5 年ごとということで、実は平成 25 年度が環境基本計画の見直しの予定になっております。今回取ったアンケートもそういう見直しにも活用していくことを考えているところですが、実際の東日本大震災に伴ったそういう状況がまだ日々変化していますので、一応こういう状況が見えてきた段階でアンケートも実施し評価したほうが次の見直しにもつながるのかなということで、総合的な評価を 1 年繰り延べして、平成 24 年度にアンケート調査を実施して点検評価を行うこととさせていただいたところ です。

ということで、今年の年次報告については、昨年度の報告の中では総合的な評価（予定）ということで審議会のほうに報告申し上げていたところですが、中身的には過去 2 回と同様な手法による評価ということで、各施策ごとの進捗状況を評価させていただいたというものです。

前段が長くなりましたが、そういう中で資料 5 を中心に 22 年度の年次報告について説明させていただこうと思っております。

まず年次報告の内容ですが、資料 5 の 4 ページ、「【参考】施策の展開方向（5 つの柱と 21 のテーマ）」ということで、この五つの柱、21 のテーマごとにそれぞれ指標を設定して、こちらについての 22 年度の取組、対応を含め達成状況を評価したものを取りまとめたものが、資料 6 の年次報告ということです。

まず、この評価については、「2. 全般的な評価」になりますが、61 の指標を環境基本計画全体では掲載しております。この状況について評価・点検を行ったところ、一部順調に進んでいないような指標もありますが、全般的には目標達成に向けて進展が見られるという結果になっております。

順調に進捗していない指標として、こちらの指標は上がったたり下がったりという中でのトレンドを見ながら判断していくものですが、森林の面積、農用地面積というものがどうしても減少傾向にある。それから、自然公園のビジターセンターの利用者等についても伸び悩んでいるというところが、元々の計画に掲げた指標から言うと達成ができていない、あるいは進捗が進んでいないというものになっております。

その一方で、個別の指標の進捗状況ですが、これにつきましては、22 年度については以下の項目などが特に順調に推移しているというものです。

一つとしては、平成 20 年度の家庭における 1 人 1 日当たりの二酸化炭素排出量が前年に比べさらに減少しているということで、これはごみとか自動車の使用も含めたものですが、平成 20 年度で 1 人 1 日当たり 5.73kg。これが平成 19 年度では 5.4kg でしたので、200g ぐらい減っている。

②ですが、一般廃棄物の 1 人当たりのごみの排出量、産業廃棄物の排出量、最終処分量が、22 年度目標、これは廃棄物処理計画で掲げた目標ですが、これが既に 21 年度の実績

として達成できている。

それから、バイオマス資源や食品廃棄物の利用率が目標達成に向けて順調に増加している。

さらに、浮遊粒子状物質については、平成 19 年度から 4 年連続して環境基準を 100% 達成している。

というものが主に進捗している部分です。

では、五つの柱の各章ごとに概略を説明させていただきます。

「3. 各章の主な評価」です。

【第 1 章 地球温暖化防止に取り組む】です。

こちらについては、先ほど申しあげましたように、平成 20 年度の家庭における CO₂ 排出量については、平成 2 年（1990 年）に比べると依然として高いですが、19 年度よりも下がってきている。それから地球温暖化の防止に資する間伐実施面積についても、目標達成に向けて順調に推移しているというところです。

22 年度の主な取組ですが、下の点線の枠組みの中ですが、中小企業を対象として LED 照明、複層ガラスの設置に対して補助を 22 年度に実施しております。また、県自らということと言えますと、幕張メッセの外構部の街灯に LED 照明を導入し、また現代産業科学館、これは市川にある県の博物館ですが、こちらに太陽光発電の設置、照明の省エネ化を図ったところです。それから間伐を中心とした森林整備ということ、順調に事業を実施しているということが主な取組として考えられるところです。

2 ページ、【第 2 章 豊かな自然環境の保全・再生と生物多様性の確保】です。

こちらについては、「生物多様性ちば県戦略」に基づき様々な取組が進められているところですが、平成 22 年度、新たに一つの市、柏市ですが、生物多様性地域戦略を策定したところです。また、特定外来生物の防除対策ということで防除実施計画に基づいて防除を実施しているところです。

主な取組ですが、生物多様性センターを中心にして各種取組を実施していること。それから、自然公園についての現況調査の実施、法令に基づく行為の規制というものを引き続きやっていく。それから、耕作放棄地の防止対策ということで地域協議会の設置、再生等事業の実施などを推進している。それから、緑化意識の普及啓発のために、「緑のカーテン普及キャンペーン」というものを実施しております。また、外来種対策としては、カミツキガメ、アカゲザル、アライグマ、キョンの防除計画に基づき防除実施ということと、新たにウチダザリガニの防除実施計画を作成しているところです。

【第 3 章 資源循環型社会を築く】です。

一般廃棄物については、1 人当たりのごみの排出量が 21 年度で 999 g で、22 年度の目標として 1 kg (1,000 g) を目標にしておりましたが、一応これを下回ったということ。それから最終処分量についても、目標達成に向けて今順調に推移しているということです。一方、産廃ですが、排出量及び最終処分量は、21 年度に 22 年度目標を達成しております。再資源化率についても改善しているという状況です。

一方、問題である産廃の不法投棄の関係ですが、新たな不法投棄量は著しく減少しているという状況でもありますし、また残土についても、無許可の埋立事案がございませんでした。バイオマス資源の利用についても、今回、計画策定にあたり利用率の調査をしたと

ころ、着実に増加しているということが確認が取れたということです。

主な取組です。

千葉県は廃棄物処理計画に基づいて処理しておりまして、これについては 22 年度で計画期間が満了ということで、こちらは廃棄物・リサイクル部会のほうにも諮問しまして、27 年度を目標年度とする新たな廃棄物処理計画を策定したところです。

また、レジ袋削減に向けて、「ちばレジエコサポーター」「サインアップ事業者」の拡大に努めたところです。また、食品廃棄物の削減に向けて、「ちば食べきりエコスタイル」という運動を開始したところです。

それから、「バイオマス立県ちば推進方針」に代わる新たな「千葉県バイオマス活用推進計画」を策定するために、バイオマスの資源量調査や普及啓発等を実施しました。この「千葉県バイオマス活用推進計画」は今年 7 月に策定したところです。

残土等については、廃棄物と同じように 365 日 24 時間体制のパトロールということで監視を続けてきたということです。

次に 3 ページ、【第 4 章 安心できる健やかな環境を守る】です。

県内の大気環境ですが、浮遊粒子状物質が 19 年度から 4 年連続して環境基準 100%、二酸化窒素についても全 141 の測定局中 140 局で環境基準を達成している。

一方、河川、湖沼、海域ですが、平成 22 年度は猛暑の影響によって達成率については低下したものが多いですが、ただ、数年のトレンドということで見た場合に、改善傾向にあると判断しているところです。

なお、こちらには記載はございませんが、地盤沈下の関係については、平成 22 年度は 2 cm 以上の地盤沈下面積はないという状況です。

主な取組です。

大気汚染防止法に基づき立入検査を実施しております。また、自動車の排出ガス対策を推進するために、ディーゼル車の路上検査、不適合車に対する改善指導を行っているところです。

それから、羽田空港の再拡張に伴い本県への騒音の拡大が懸念されるということで、平成 22 年 10 月 21 日に羽田空港の D 滑走路が供用開始されたわけですが、その前後で実態の把握のための調査を実施しております。

それから、水質汚濁防止法に基づき、同じく工場・事業場の立入検査を実施しており、必要な改善指導を行っているということです。

【第 5 章 環境を守り育てる人づくり・ネットワークづくり】です。

こちらについては、環境学習に関する事業全体としては参加者数が確実に増加している、22 年度で 2 万 5,000 人、21 年度も 2 万 5,000 人ということで、今、県の事業と関係しているもので言いますと、2 万 5,000 人程度の参加がずっと続いているということです。

一方で、アンケート等によりますと、環境問題の関心は高いけれども、実際の活動への参加に結びついていないという状況が見られております。したがって、県としては引き続き環境保全活動の機会や情報の提供を積極的に行っていく必要があるのかなということを考えているところです。

主な取組です。

「ちば環境学習ネットワーク会議」により 23 年度の実施計画を策定しております。ま

た、環境学習アドバイザーの派遣が 91 回、県民環境講座の開催も 4 回、そのほかにも県の環境研究センターにおける啓発事業など、環境学習機会の提供に努めているところです。

また、広域的な取組ですが、こちらについては九都県市での共同・連携した取組を進めております。また、国際的な取組としては、14 カ国 51 人の外国人の研修生の受け入れを実施したところです。

平成 22 年度の年次報告の概要については以上でございます。

よろしく願いいたします。

榛澤部会長 ありがとうございます。

今のは報告ですが、先ほど、総合評価としては 24 年にアンケートをしてまとめますということですが、それは一番はじめのところで何かうたっておく必要はないですか。というのは、これは評価システム（P：企画、D：実施、C：見直し、A：改善）から言うと、その年ごとに反省があって、次の活動へ結びつけるわけですので、やはりその点はちょっとだけ入れていったほうがいいかと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

玉田政策室長 元々は、実は今年度にアンケートを取って総合的な評価ということで取りまとめる予定でしたが、今、震災の関係でなかなかアンケートの項目としても偏りが出るということで今回 1 年見送ったものですが、「はじめに」の中にこの総合的な評価を来年度行うということを記載させていただこうかと思えます。

榛澤部会長 ほかに何かございますか。

原委員 担当部局がまとめる報告ですのでこのような形になるのだろと思いますが、我々は別な視点でコメントさせていただきますと、こういった政策を P D C A サイクルを回すということになるかと思えます。そうしますと、全般的評価で順調にしているところをこうやって述べていただくのは非常にいいのですが、さっき言葉で表現されましたけれども、むしろ順調にいてないところをここに挙げて「次年度の課題」という形でやっていかないと、なかなか P D C A サイクルを回すという形にはならないのではないかというのが私の感想です。

玉田政策室長 こちら（資料 5）については、実は今日の審議会の説明のためにコンパクトにまとめた資料ですので、個々のものについては資料 6 にそれぞれ状況がどうかということが書いてございます。ただ、今後公表するにあたっては、そういうものについても勘案しながらまとめていきたいと思えます。特に来年度の総合評価については、次の計画の見直し部分とも絡んでまいりますので、いま委員が言われたようなことも念頭に置きながらまとめていきたいと考えます。

榛澤部会長 あくまでも参考にとということでしていただきたいと思えます。

玉田政策室長 はい。

榛澤部会長 どうもありがとうございました。

ほかにございますか。

瀧委員 第 2 章の生物多様性についてですが、生物多様性というのは、環境に対して環境をつくり上げていく要素の一つとして考えるのではなくて、その環境がいかに改善されているのか、あるいは破壊されているのか、そういうことを見るための指標としてこれが出てくるのではなかろうかと思うのです。ですから、結果を見るための一つの道具としての側面があるのではなかろうかと思うわけです。環境に対して現在の多様性がどう

であるのかということの評価できるような、多様性指標というものを軸としてこれを見ていくというような形になっていけばよろしいのではなかろうかと思えます。もしそうでなければ、少し検討して見ていただきたいと思います。

玉田政策室長 前回の基本計画では、多様性を守るためにどうしていったらいいかというほうの施策としてのまとめというイメージになっておりますので、いま委員が言われたことも、今後見直し等の中で指標として適当なものとして設定できるのかどうかというのは難しい面もあろうかと思えますが、それについては今後検討させていただこうかと思えます。

瀧委員 多様性というのはどこまで行ったら多様なのか、満足できる多様性になっているのか、これが非常に難しく、環境がよくなってきているのか、悪くなっているのか、こういう指標としての多様性だろうと思えますので、そのあたり、環境と多様性というものを深く関係づけるようなものにしておいていただきたい。

例えば、カミツキガメとかアカゲザルというのが環境多様性というものに対してどういう関係になっているのか。それは、入ってきて本当に環境が悪くなってきているのか、よくなっているのかというようなことがわかるようなものにしておいていただきたい。外来種が入ってきたから即悪いのだという見方は、ちょっと短絡的ではなかろうかなと感ずるわけです。それは決していいとは思わないけれども、では本当に悪いのかと言われるとどうなのかということもあります。そういう外来種が入ったから「いい」「悪い」という観点ではなくて、ここでは、環境がどうなっているのか、それによって環境がどうなるのかということを見ていく。ですから、環境と多様性というものを結びつけるようなやり方をしないといけないのではないかと思うわけです。そういうふうになっていけばよろしいのですが、先ほどの説明ですと、そこら辺がちょっと感じられなかったものですから。よろしく願います。

榛澤部会長 一応参考にということにさせていただきたいと思います。

今のは報告でございます。この次の環境審議会におそらく諮問されると思えますから、そのときに、先生、またおっしゃっていただければと思えます。どうぞよろしく。

要するに、環境基本計画として年度でずっと執行しているわけで、政策に対してそれを展開しているわけですが、今回、平成 22 年度はこうなりましたということなので、基本的なことについてはまだいろいろとあると思えますので、それについては今後検討するというふうにさせていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

千葉県環境影響評価条例の一部改正等について

榛澤部会長 次の「千葉県環境影響評価条例の一部改正等について」、事務局から説明をよろしく願います。

飯田環境影響評価・指導室長 資料 7 に沿いまして、条例の一部改正について報告させていただきます。

ご覧のとおり、千葉県は、平成 11 年ですが、環境影響評価法が同じく 11 年に施行されたことに伴い、条例を整備いたしました。

この条例の中では、「対象事業の概念図」にありますように、法の対象事業が 13 種ほど

ございます。道路、河川、鉄道等々大規模事業が 13 種あるわけですが、これに加えまして、黒ハッチしてあります 7 種類を、いわゆる横出しという形で、ゴルフ場、工場、廃棄物焼却炉等を追加して対象事業に加えております。

また、規模についても、既にご案内かと思いますが、第 1 種事業、第 2 種事業という形で法では規定してありますが、いわゆる 0.75 掛けという形になりますが、第 1 種事業に相当するようなものでアセス法の対象事業とならないものについても条例で原則拾うという形で、いわゆる裾切りと言った方がいいのかもわかりませんが、そういう形で条例で規定しています。これまで十数年運用していましたが、今般、環境影響評価法が改正され、4 月 27 日に公布されました。これを受けて、当該条例についても法の規定にあわせて整備を行おうとするものです。

では、その中身はと申しますと、一番後ろをお開き願います。今般の法改正により、都合 7 項目ほど規定が整備されたものです。

1 の中段にございますが、当時、11 年の法制定時には、附則のような形で、「10 年を経過したら、そのときの社会情勢等に応じて必要な見直しを行う」という規定が追加されておりました。そういうことを踏まえまして、今般、社会情勢の変化あるいは法の運用実態が当然明らかになったわけですから、それに伴う課題に対応することを一つの視点にして改正が行われた。また、環境影響評価法は、そもそも大規模な事業に対する事前の調査、予測評価を通じて事業者に対してできるだけの環境配慮を求めるわけですが、今般の改正により、例えば S E A といったものでより環境に配慮した事業の実施を相手方に求め担保するという視点に立って改正が行われたものです。

2 番目の概要です。

まず 1 点目です。補助金が交付金化されるということで環境法令が整備されたようです。これにより、アセス法では補助金事業が対象になっていたわけですので、当然、環境法令の規定整備により交付金化という形になりますので、法の整備を行うということになったわけです。風力発電事業につきましては、低周波あるいは騒音等、あるいはバードストライクといったような社会問題が取り沙汰されている中で、今般、政令を改正し、風力発電所を追加しようとするものです。

2 点目ですが、「計画段階配慮書の手続の新設」というものですが、実際的には、事業の実施段階においては、簡単なことを言いますと、枠組が既に決まっている。決定されていてなかなか柔軟な環境保全対策が取れないというのが実情でした。今般の改正により、大規模事業を実施しようとするものについては、あらかじめ計画の段階において環境保全に配慮すべき事項を検討すべきである、それを取りまとめた配慮書というものを作成すべきである、それを義務化したという内容です。

3 点目ですが、「方法書における説明会の義務化」というものです。現在は準備書というステージで住民説明会を開催しているわけですが、方法書についても、分量が非常に多く内容が専門多岐にわたるといのが実情です。それを公告・縦覧という形だけではなかなか広く一般の住民の方々のご理解を得るのは難しいということもあり、この段階での住民説明会の開催を義務化しようとしたものです。

また、4 番目ですが、現在、実は本庁の私どもの事務室あるいは関係市町村の事務室等で環境影響評価の関係図書を縦覧しておりますが、昨今の行政手続の電子化が進展したこ

とにより、インターネットを活用することで電子縦覧を広く広めるということで、その義務化を図ったものです。

5点目ですが、これは今般の条例改正には直接の影響はないわけですが、方法書の段階で、いわゆる評価項目の選定段階ですが、環境大臣が主務大臣を経由して意見を述べることのできる規定を追加整備されたものです。

6番目ですが、政令で定める市から直接事業者に意見が言えるという内容です。こういったケースがあるかどうかはまだ私も経験がないわけですが、事業による環境影響が当該市のエリアのみに収まるというような事業の案件については、当該市長、千葉県で申しますと千葉市になるわけですが、千葉市長から直接事業者に意見が言える規定が整備されたものです。

7点目ですが、これは通常いわゆる事後調査と称しているものです。現在、環境影響評価法では事後調査等の規定がないわけですが。事後調査の報告・公表の仕組みがないということで、これではアセスの結果を行政や住民が確認できないではないかという指摘もあり、今般の改正により環境保全措置等いわゆる事後調査の結果の報告・公表の義務化をつけたという内容です。

こういった形で法改正がなされまして、「3. 施行期日」ですが、今年の10月に政令が出され、2番目の計画段階配慮書の手続の新設、それから7番目の事後調査の件、これにつきましては25年4月1日施行ということになりました。また、その他の項目については、同じく政令が出されました24年（来年）の4月1日から施行という形になっております。

こういった形で法律の改正がなされまして、もう一度一番前にお戻りいただきたいと思いますが、これによって条例は何を変えたのかという内容ですが、1ページの4の（1）と（2）に記載してあります。

1点目は、アセスの手続において事業者が行うべき事項を追加整備いたしました。先ほど説明したとおり、方法書の段階での説明会の開催、また住民等の理解を助けるための要約書の作成の義務化をつけた。イとして、インターネットの利活用による公告・縦覧の一層の促進を図るという内容です。

また、（2）として、千葉市長、千葉市が直接事業者に意見を言えるという内容ですが、これについてアセス条例の規定の整備、法との整合を図ることといたしました。

施行の期日ですが、先ほど法律は24年4月ないし25年4月と申し上げました。私どもとしましては、改正条例の周知を徹底するという観点から、時間的なスパンを多く取りまして、施行については7月1日から施行したいと考えております。

2ページには、私が今説明したようなことを一覧表にしてあります。

右のほうに「法の改正項目」とあり、1番から7番。このうち3番、4番、5番は直接環境大臣意見ということで関係ないと説明いたしました。それから6番。この3、4、6が今回の条例改正のキーワードといいますか内容でして、7月1日施行。それから市から直接意見が出されるというのは、これは規定整備ということになりますので、法の施行にあわせて4月1日を考えております。

それと、黒くハッチで塗ったところですが、風力、SEAの手続の新設、それから7番目の事後調査の義務化というところですが、これにつきましては、法の施行とあわせて来年

度に改正を予定しています。

私どもは一番悩むといいますが、作業的には大変だなと思っておりますのは1番の風力でして、事務手続については規則なりを粛々と改正するという形になりますが、特に2番目の「・」の評価手法等に関する技術指針の規定がかなりハードルが高いのではないかという見込みも持っております。いずれにしましても、国の動向を見極めた上で所要の規定整備を行っていきたいと考えております。

2番目のSEAです。これは、現在、県の要綱「千葉県計画段階環境影響評価実施要綱」がございまして、県要綱と呼んでおりますが、簡単に申しますと、県が事業者となる公共事業はアセス条例で20種ほどの事業を対象にしておりますが、これを県が自ら行うという場合については、計画段階からSEAの配慮書を作成することになっております。そういうことで、法の内容との整合が当然必要となってまいりますので、所要の整理――要綱を廃止した上で条例の規定整備を行うという形になろうかと考えております。

それから一番下、7番までございますが、現行の条例では、法では事後調査のシステムはないわけですが、条例のほうでは一部事後調査報告の提出という形で義務づけをしております。そういったことで、法のほうで報告・公表ということが義務づけされれば、その法内容との整合を図った上で条例の規定整備を行う必要がある。そういうことで考えております。

次のページ、A3の縦長の紙ですが、これが今私が説明した内容で、ちょっとわかりづらかったかと思いますが、カラーでつくってみました。色分けをしております、アセスを大きく四つのステージ、黄色が方法書のステージ、薄ブルーが準備書のステージ、濃いブルーが評価書のステージ、茶色っぽいのが事後調査のステージということで、四つのステージに分けて、上から下に手続が流れてまいります。

詳細については割愛させていただきますが、今回の法改正に伴ってそれぞれのステージで何が変わったかというのを右のほうに色分けして載せてございます。一つ目は方法書説明会なり要約書の提出、あるいはインターネットの活用。薄ブルーでは、準備書のインターネットの活用。評価書についてもインターネットの活用という形で、今回この三つが改正の主な内容です。一番上の赤のSEA（25年度）、一番下の茶色は事後調査（25年度）。それと一番上に書いてある「政令改正により風力発電事業を追加する」ということですので、これにあわせて県の施行規則別表に風力発電事業を追加するというので、来年の改正を想定しております。

長くなりましたが、以上でございます。

榛澤部会長　　どうもありがとうございます。

今の説明に対して、委員のほうからご意見ございますか。

なかなか詳しく書いてありますし、内容は非常に密度の高いものですので、いろいろなお意見がございましたら、事務局へお願いするということでもよろしいでしょうか。

また、先ほどの審議事項については、今日、皆さん方の意見を踏まえて事務局から欠席の委員のほうへ事務局案のとおり出席委員の先生方は合意しましたということをお伝えいただければよろしいと思います。

(3) その他

榛澤部会長 事務局から「その他」はありますか。

澁谷温暖化対策推進室長 特にございません。

榛澤部会長 では、私の役割はこれで終わらせていただきます。ご協力どうもありがとうございました。

7. 閉 会

司会 長時間のご審議、ありがとうございました。

以上をもちまして、千葉県環境審議会企画政策部会を終了いたします。本日はありがとうございました。

— 以上 —